

令和9年度

綾川町立こども園 入園案内



かんちゃん



あゆちゃん

綾川町子育てイメージキャラクター

綾川町 子育て支援課

〒761-2392 綾川町滝宮 299 番地

Tel 087-876-6510 Fax 087-876-3120

この入園案内は、綾川町ホームページでもご覧いただけます。

目 次

1. 町内施設一覧	P 1
2. 令和9年度入園申込受付	P 1
3. 申込方法	P 2
4. 教育・保育給付認定区分	P 2
5. 延長保育について	P 3
6. 認定の有効期間	P 3
7. 2号認定・3号認定を希望する場合に必要な書類	P 4
8. 綾川町こども園利用調整基準	P 5
9. 教育・保育について	P 6
10. 保育料(利用者負担額)及び主食・副食費	P 6
11. その他	P 8
12. 綾川町のこども園マップ	P 9
13. 各こども園の紹介	P 9

綾川町には公立認定こども園が6園あります。希望により施設を選べますが、定員を超えると希望の施設に入園できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、入園申請は、綾川町に住民登録をしており、こども園の利用を希望するお子さまを持つ保護者が対象です。(綾川町に転入予定の方も申請は可能です。ただし入園月の1日時点で、綾川町に住民登録している方に限ります。)

町内施設一覧

	電 話 (市外局番:087)	住 所	定員(人)	入園できる年齢 (以下の月齢を迎えた翌月から)
昭 和 こ ど も 園	877-1391	畑田2422-1	220	6 か月
陶 こ ど も 園	876-1777	陶2087-1	190	10か月
滝 宮 こ ど も 園	876-1776	萱原791-1	280	10か月
羽 床 こ ど も 園	876-1775	羽床下2257-1	90	10か月
山 田 こ ど も 園	878-2680	山田上甲1490	120	6 か月
羽床上こども園	878-1462	羽床上1023-1	45	10か月

○各園の所在地マップ及び紹介サイトの二次元コードを P9 に記載しています。

※定員は変更する場合があります。

令和 9 年度入園申込受付

こども園に入園するには、申込手続きが必要です。令和9年度の入園を希望される方は、下記の期間にお申込みください。

受付期間	時 間	場 所
令和8年11月9日(月) ～11月13日(金)	8:30～12:00 13:00～17:00	綾川町 綾南農村環境改善センター (1階 研修室)

○申し込み方法については次のページに記載しています。

○受付の際、家庭状況の聞き取りを行います。申込みのお子さまと一緒にお越しください。

※令和9年度内の途中入園(入園希望が5月～3月)や町内こども園の転園希望、出生前の児童の場合も上記期間中にお申込みください。

※入園日は毎月1日です。月途中からの入園は実施していません。

※上記期間以降のお申込みは、役場子育て支援課にて受付いたします。入園希望月の前月10日(10日が土曜・日曜・祝日の場合はその前の平日)までに申請書類を揃えてお申し込みください。

ただし、綾川町こども園利用調整基準(P5参照)における優先度は下がります。

※申請書類の様式データは、綾川町ホームページに掲載しています。

申込方法

受付期間内に、必要事項を記入し添付書類を揃えて提出してください。

認定区分	必要書類	
1号認定	(1世帯につき1枚) ・教育・保育給付認定申請書 ・保育施設等の利用申込 (こども1人につき1枚) ・家庭状況書	マイナンバー関係書類 ①申請者の個人番号が確認できる書類(※1) ②申込に来られた保護者の身元確認書類(※2) (※1) 以下のいずれか(写し可) ・個人番号カード ・個人番号通知カード ・個人番号が記載された住民票 (※2) 1点でよいもの:顔写真付き公的機関発行身分証明(個人番号カード、運転免許証、パスポート等) 2点必要なもの:資格確認書(健康保険証)、年金手帳、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証等
2号認定 3号認定	(1世帯につき1枚) ・教育・保育給付認定申請書 ・保育施設等の利用申込 ・保育を必要とする事由を証する添付書類(P4参照) (こども1人につき1枚) ・家庭状況書	

※綾川町こども園利用調整基準(P5参照)に基づき、調整します。調整の結果、第2希望以降の施設に入園内定する場合があります。また兄弟児においても前述同様、別々の施設に内定する場合がありますのでご了承ください。

※利用調整結果は、令和9年1月下旬ごろに郵送にて通知します。

教育・保育給付認定区分

1号認定・2号認定・3号認定の3つの認定区分があり、お子さまの年齢や保育の必要性に応じて認定区分と教育・保育時間が決まります。

年 齢	認定区分	保育を必要とする事由	教育・保育時間	
満3歳以上	1号認定	不 要	教育標準時間	8:30~14:00
	2号認定	必 要	保育標準時間	7:30~18:30の間の必要な時間
満3歳未満	3号認定		保育短時間	8:30~16:30の間の必要な時間

※年齢は、令和9年4月1日時点の年齢です。

○1号認定…「保育を必要とする事由」は必要ありません。

○2号認定・3号認定…お子さまの保護者全員が「保育を必要とする事由」が必要です。

「保育を必要とする事由」…就労・妊娠・出産、介護・看護、求職活動など(詳しくはP4を参照)。

※下の子の保育に手がかかる、社会性を育むなどの理由では利用することはできません。

※「保育標準時間」と「保育短時間」の認定は、「保育を必要とする事由」を証する書類に基づいて行うため、必ずしも申請通りの認定がなされるとは限りません。あらかじめご了承ください。「保育標準時間」の認定を受けられる事由に該当する方でも「保育短時間」を申請した場合は、「保育短時間」の認定を受けることが可能です。

延長保育について

2号認定児・3号認定児は申請により延長保育を利用できます。

実際に利用できる時間は、就労や通勤等でこどもを保育できない時間に限られます。必要な時間帯を選び、通園中のこども園へ申請してください。

	7:30	8:30	14:00	16:30	18:30	19:00
1号認定		教育時間				
2号認定	延長①	保育短時間			延長②	
3号認定	保育標準時間					延長③

- 「保育短時間」認定の方は、延長①または延長②のいずれかを利用できます。ただし、3号認定児が延長①または延長②を利用する場合は、保育料として月額200円を徴収します。
- 「保育標準時間」認定の方は、延長③を利用できます。保育料として月額2,500円を徴収します。延長③の申請をしていない方で、お迎えが18時30分を過ぎた場合は、日額300円を徴収します。

認定の有効期間

教育・保育給付認定には有効期間があり、有効期間を過ぎた場合は教育・保育給付認定が失効します。保育施設等を利用している場合は、失効した時点で原則、退園となります。失効後、再び保育施設等の利用を希望する場合は、改めて入園申込が必要となります。

- ・1号認定を受けた方の有効期間は小学校就学前までです。
- ・2号認定・3号認定を受けた方の有効期間は保育を必要とする事由ごとに以下の通りです。ただし令和10年3月末日を限度として、その範囲内において保育の必要性が認められる期間までです。

保育を必要とする事由	有効期間
就労	契約期間満了日が属する月の末日まで
妊娠・出産	出産予定日の8週間前の日が属する月の月始から出産後8週間を経過する日が属する月の月末まで
疾病・障がい、介護・看護	診断書が証明する期間を経過する日が属する月の末日まで
求職活動	入園日から3か月を経過する日が属する月の末日まで
就学	卒業・修了予定日が属する月の末日まで
災害復旧、虐待・DV	証明書の期間を経過する日が属する月の末日まで
育児休業取得時に既に保育を利用している	すでに保育施設等を利用している子どもの入園日から当該育児休業に係る子どもが満1歳に達する日の属する月の末日まで

2号認定・3号認定を希望する場合に必要な書類

2号認定・3号認定を受けるためには、お子さまの保護者全員が、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。添付書類を揃えて提出してください。

保育を必要とする事由	事情	保育必要量の区分	添付書類
①就労	労働することを常態としているため、こどもの保育ができない場合 ・基本的にすべての就労形態が該当（フルタイム・パートタイム・夜間勤務など） ・自営業、在宅勤務等も含む ・無収入のボランティア活動等は該当しない	・標準時間 月120時間以上の就労 ・短時間 月64時間以上120時間未満の就労	就労証明書 (派遣社員の方、自営業等の方は別途、添付書類が必要)
②妊娠・出産	妊娠中、または出産後間もないため、こどもの保育ができない場合	標準時間	・妊娠・出産申立書 ・母子健康手帳 (表紙と出産予定日がわかる面)の写し
③疾病・障がい	疾病や負傷、または精神や身体に障がい有しているため、こどもの保育ができない場合	実態に応じて認定	・疾病・障がい申立書 ・診断書または障害手帳の写し
④介護・看護	同居または長期間入院等をしている親族を、常時介護または看護するため、こどもの保育ができない場合	実態に応じて認定	・介護・看護申立書 ・診断書または障害手帳または介護保険被保険者証の写し
⑤災害復旧	火災、風水害、地震、その他災害により、家屋を失ったり、破損したりしたため、その復旧の間、こどもの保育ができない場合	標準時間	り災証明等
⑥求職活動	求職活動(起業準備を含む)を行っているため、こどもの保育ができない場合	短時間	求職活動申立書
⑦就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、こどもの保育ができない場合（通信教育は該当しない）	実態に応じて認定	・就学申立書 ・在学証明書 ・就学時間及び期間等が記入されたもの（時間割など）
⑧虐待・DV	児童に対する虐待が行われている場合、または再び行われるおそれがあると認められる場合、もしくは配偶者からの暴力等により、こどもの保育ができない場合	標準時間	事実を証明できる書類
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している	当該育児休業に係るこども以外の小学校就学前のこどもが保育施設等を利用しており、継続利用を希望している場合（ただし、就労要件ですでに入園していて、妊娠・出産要件に切り替わる場合に限る）	短時間	就労証明書

綾川町こども園利用調整基準

区分	保育を必要とする事由		保護者の状況等		保育の必要性
1	・居宅外労働 ・自営代表者 (居宅外)		月実働160時間以上の就労を常態		高 ↓ 低
			月実働140時間以上160時間未満の就労を常態		
			月実働120時間以上140時間未満の就労を常態		
			月実働100時間以上120時間未満の就労を常態		
			月実働80時間以上100時間未満の就労を常態		
			月実働64時間以上80時間未満の就労を常態		
2	・自営協力者 (自宅外自営、 親族が経営の 自営を含む) ・居宅内自営		月実働160時間以上の就労を常態		高 ↓ 低
			月実働140時間以上160時間未満の就労を常態		
			月実働120時間以上140時間未満の就労を常態		
			月実働100時間以上120時間未満の就労を常態		
			月実働80時間以上100時間未満の就労を常態		
			月実働64時間以上80時間未満の就労を常態		
3	内職		月実働160時間以上の就労を常態		高 ↓ 低
			月実働140時間以上160時間未満の就労を常態		
			月実働120時間以上140時間未満の就労を常態		
			月実働100時間以上120時間未満の就労を常態		
			月実働80時間以上100時間未満の就労を常態		
			月実働64時間以上80時間未満の就労を常態		
4	妊娠、出産		出産のため保育ができない場合		中
5	・疾病 ・障がい	・疾病 ・傷病		1 か月以上の入院または入院見込み、常時臥床の場合	高 ↓ 低
			居宅内療養	1 か月以上安静を要すると診断された場合または、 日常生活動作に支障をきたしている場合	
				上記以外で通院加療が必要な場合	
		障がい	身体障害者手帳 1 ～ 2 級所持、精神障害者保健福祉手帳 1 ～ 2 級所持、療育手帳④または A 所持、介護保険の要介護度が 3 ～ 5 のいずれかに該当		高 ↓ 低
			身体障害者手帳 3 級所持、精神障害者保健福祉手帳 3 級所持、療育手帳⑤または B 所持、介護保険の要介護度が 1 ～ 2 のいずれかに該当		
			身体障害者手帳 4 ～ 6 級所持、介護保険の要介護度が要支援のいずれかに該当		
6	親族の介護看護		病人、臥床者、障がい者(児)、重度心身障がい者(児)の介護、看護や入院、通院、通所の付き添いのため保育ができない場合		区分 2 準用
7	災害		災害により、復興活動を要する場合		区分 1 準用
8	求職活動等		求職活動または自営準備のため、日中の外出を常態とする場合		低
9	就学等		日中、就学・技能習得のため、保育ができない場合		区分 2 準用
10	虐待、DV		過去に虐待や児童相談所等による保護の経緯があるなど、家庭内において虐待又は暴力等を受ける恐れがある場合		高
11	その他		保育士として保育施設で就労している、又は働くことが決まっている場合 上記以外に特に保育が必要であると認められる場合		個別判断

教育・保育について

●慣らし保育

お子さまが集団での生活に少しずつ慣れるように、入園から2～3週間程度、慣らし保育を行います。お子さまの様子を見ながら平常保育へ移行していきます。

●休園日

日曜日及び国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)、その他園長が必要と認めた日が休園日です。なお、1号認定の休園日は、前述に土曜日、春休み、夏休み、冬休みが加わります。

また、台風等による警報発令時や感染症流行時など、臨時休園や早めのお迎えをお願いすることもあります。

●土曜保育

綾川町立こども園の2号認定児・3号認定児で、保護者の就労により土曜日の家庭での保育が困難な場合に、保育を希望するお子さまをお預かりします。なお、延長保育は実施していません。

保育料(利用者負担額)及び主食・副食費

●保育料の算定方法

・お子さまの年度当初の年齢で算定します。

3歳児以上(1号・2号認定)の保育料は、令和元年10月1日から導入された「幼児教育・保育の無償化」により0円です。給食費については、令和6年4月から綾川町立こども園給食費支援事業により、主食費(月額700円)は0円に、副食費は物価高騰分(500円程度)を補助しています。

3歳未満児(3号認定)の保育料は、お子さまと生計を同じくする父母及び祖父母等(生計を維持している扶養義務者)の市区町村民税の課税額により算定しています。

《令和9年度 保育料算定に伴う適用年度》

令和9年4月～令和9年8月：令和8年度市区町村民税額(令和7年中の所得に対する税額)に基づき決定

令和9年9月～令和10年3月：令和9年度市区町村民税額(令和8年中の所得に対する税額)に基づき決定

※市区町村民税所得割額(退職手当等に係る所得割額を除く)は、調整控除を除き、住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除などの税額控除が行われる前の金額を用います。

- ・算定年度の1月1日に綾川町以外に住民登録をしていた方は、マイナンバー制度の情報連携により、住民税が課税されている自治体に課税額を確認しますが、所得課税証明書の提出が必要な場合もあります。
- ・育児休業期間中や収入がない場合も、税の申告は必要です。収入の申告がない方は、綾川町で課税額を確認することができない為、申告されるまで保育料が仮算定となり、最高額を納めていただくことになります。未申告の方は、必ず申告をお願いします。

● 保育料及び副食費 (基準)

- ・世帯の市区町村民税額で決定しますので、保育料決定通知をご確認ください。
保育料決定通知書は、入園月の中頃にこども園を通じてお渡しします。

副食費				保育料		
1号(3歳児以上児)		2号(3歳児以上児)		3号(3歳未満児)		
階層区分定義	金額	階層区分定義	金額	階層区分定義	標準時間	短時間
生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	0円
年収270万円未満相当	0円	年収260万円未満相当	0円	市町村民税非課税世帯	0円	0円
年収360万円未満相当	0円	年収330万円未満相当	0円	所得割課税額48,600円未満	15,000円	14,800円
		年収360万円未満相当	0円	所得割課税額97,000円未満	23,000円	22,600円
年収680万円未満相当	3,810円	年収470万円未満相当	4,700円	所得割課税額169,000円未満	36,000円	35,500円
年収680万円相当以上	3,810円	年収640万円未満相当	4,700円	所得割課税額301,000円未満	42,000円	41,300円
		年収930万円未満相当	4,700円	所得割課税額301,000円以上	43,000円	42,300円
		年収930万円相当以上	4,700円			

※ 1号認定児の8月は夏休みのため、副食費の徴収はありません。

● 減免について

- ・3号認定児において課税世帯で所得割課税額が97,000円未満であり、下表に該当する世帯は保育料が減免されます。

対象世帯	保育料
ひとり親世帯で児童扶養手当を受給している世帯	第1子の年齢に関係なく 第1子6,000円(月額) 第2子 0円(月額)
在宅障がい児(者)がおり、所得割課税額が77,101円未満の世帯	
ふたり親世帯で所得割課税額が57,700円未満の世帯	第1子の年齢に関係なく第2子は半額

・その他の減免

対象児	1号認定・2号認定	3号認定
	副食費	保育料
同一世帯において3人以上のこども(満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)が現に養育され、かつ当該こどものうち出生順位が第3位以降のこども	0円	0円
同時入園2人目のこども	0円	0円

その他

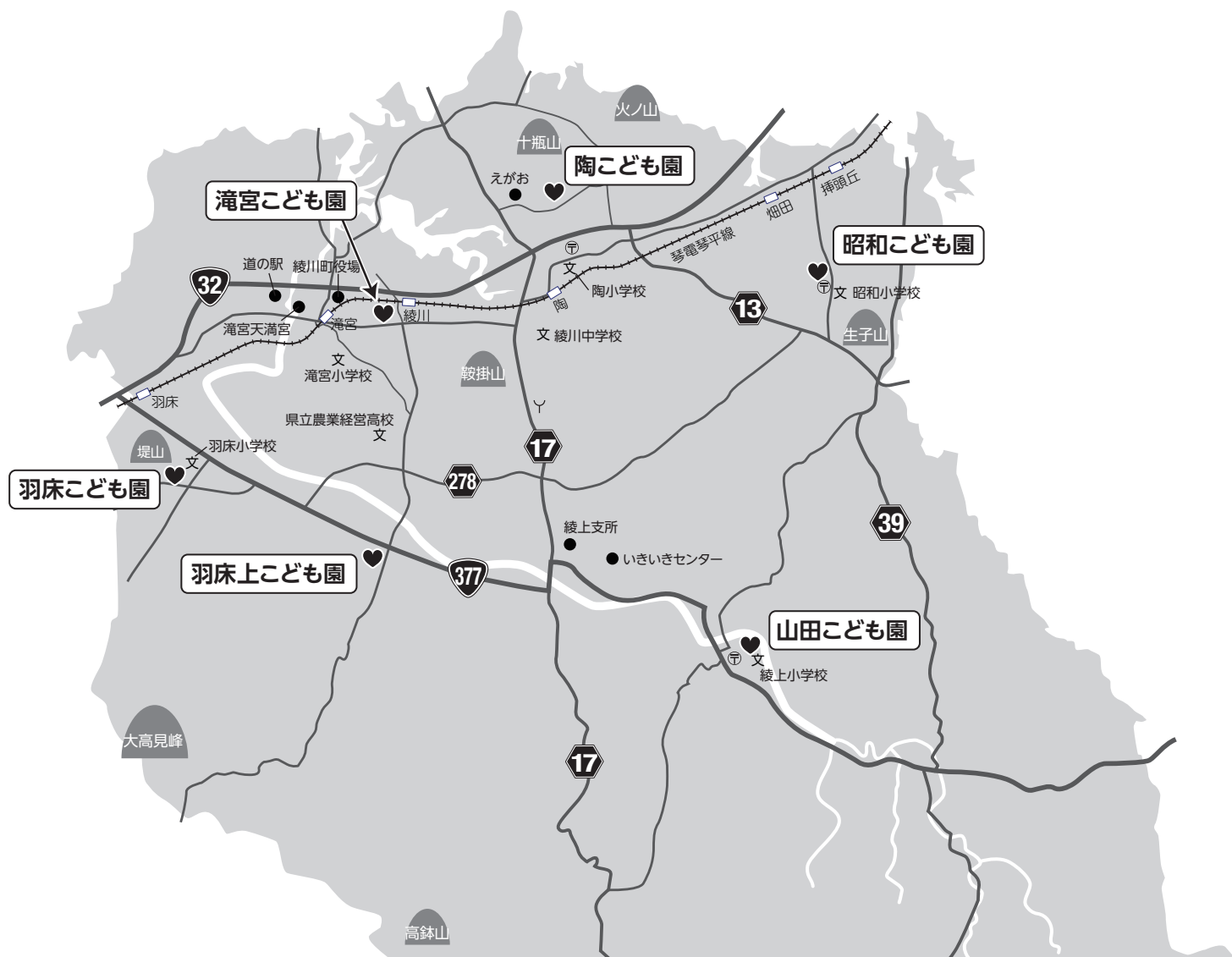
○保育料・副食費の日割り返還はありません。月途中での退園や利用の取りやめ、欠席した場合も、その月の保育料は全額納入していただきます。ご了承ください。

○次の場合は、入園を取り消すことがありますので、ご了承ください。

- ・入園月の1日時点で綾川町内に居住していない場合
- ・提出書類に虚偽の記載がある場合
- ・期限までに必要書類の提出がない場合
- ・施設の管理運営上、支障がある場合
- ・「保育の必要性」がなくなった場合
- ・1か月以上の通園が見込めない場合
(やむを得ない事情の場合は子育て支援課までご相談ください)
- ・保育料及び副食費の滞納がある場合

○2号認定・3号認定児の保護者の方で、お仕事やご家庭の事情などにより「保育を必要とする事由」に変更があった場合は、毎月25日までに必要書類を添えて変更申請を行ってください。転居、転職、退職、育児休業、妊娠・出産、家族構成の変更などが対象となります。
未申請であることが確認された場合、保育(2号認定・3号認定)の認定が取り消されることがありますのでご注意ください。

綾川町のこども園マップ



各こども園の紹介

下記の二次元コードを読み取ると、各園の紹介ページをご覧ください。



綾川町公式ホームページ
綾川町こども園一覧

